

# 令和6年度インターネットアンケート調査業務仕様書

## 1 業務名称

令和6年度インターネットアンケート調査業務

## 2 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 3 業務概要

市政に関する様々なテーマについて、民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービスを活用することにより、札幌市民（以下、「市民」という。）等の意識をスピーディーに把握し、迅速・的確な意思決定や政策反映に資する。

また、その期間内の業務において、マーケティング・リサーチの運用についてコンサルティングを行い、受託者が持つ調査技能を提供すること。

## 4 業務の範囲

- (1) 調査設計サポート
- (2) モニター提供・抽出
- (3) インターネットアンケート実査
  - ア アンケート入力
  - イ 画面作成・修正
  - ウ アンケート配信・実施
  - エ 回答データ回収・管理
- (4) 集計データ納品
- (5) 上記業務に関するコンサルティング

## 5 履行場所

札幌市広報部市民の声を聞く課が指定する場所

## 6 調査対象モニター

- (1) モニター母集団は市民概ね10,000名以上、市民以外の北海道民概ね10,000名以上（受託者が提携等する他社の保有モニターを含む。ただし、下記(3)及び(4)のモニターの品質管理水準は受託者が保証すること。）を有し、調査ごとに対象者をランダムに抽出することができること。
- (2) 道外居住者（日本国内）についても、市民及び市民以外の北海道民と同様に、後述13-(1)に示す標準的な調査が可能であること。
- (3) 不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、「不正モニター」とは、下記のモニターをいう。
  - ア 不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター

- イ 重複・なりすましと判断されるモニター
  - ウ その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター
- (4) 登録属性につき、適切に更新がなされていること。

## 7 アンケート実施回数

委託業務期間内で 10 回以内

## 8 アンケート実施期間

1 回あたりのアンケート実施期間は、原則 1 週間以内とし、後述 14 に定める電子データ一式を納品すること。アンケートの回収状況等により、この原則によりがたい場合は、本市と協議し、別途期間を定めること。

また、実施にあたって作成したアンケート調査画面の構成は、事前に本市の承認を得ること。

## 9 アンケート設問数

- (1) 委託業務期間内で 350 問以内、アンケート 1 回あたり 35 問相当（後述 12 の基本属性等を含む）を基本とするが、アンケート内容や実施回数により、設問数が増減する場合がある。
- (2) 表組設問については、表側を 1 問とカウントする。  
また、縦方向回答の表組設問の場合、表頭 1 列につき 1 問とカウントする。  
なお、1 つの表組設問に異なる主旨の選択肢をまとめる質問は行わない。
- (3) 1 問における選択肢数については、最大 25 個までとする。これを超える場合は、受託者の、標準的な調査における基本料金（以下、「基本料金」という。）の範囲内で本市と協議すること。
- (4) 1 回あたりの調査で挿入可能な画像の件数については、最大 3 個までとする。それを超える場合は、基本料金の範囲内で本市と協議すること。
- (5) 1 回あたりの調査で挿入可能な動画の件数については、最大 1 個までとする。  
また、動画の再生時間は 2 分までとする。その挿入数および再生時間を超える場合は、基本料金の範囲内で本市と協議すること。

## 10 サンプル数

委託業務期間内で 5,000 サンプル、アンケート 1 回あたり、500 サンプル相当（後述 11 の割付けに基づく）の調査を基本とする。

ただし、アンケート内容や実施回数により、サンプル数が増減する場合がある。

## 11 サンプル割付

原則下記(1)の割付けでアンケートを実施することとし、それによらない場合は、下記(2)の割付けでアンケートを実施すること。

- (1) 市民の内、性別・年代による割付けとする。

年代		29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
内訳	男	25	50	50	50	50	25	250
	女	25	50	50	50	50	25	250
合計		50	100	100	100	100	50	500

(注)「29歳代以下」は、15歳以上29歳以下

- (2) 前項(1)の割付けによらない調査の場合の割付けは、基本料金の範囲内の割付けを基準に本市と協議すること。

## 12 調査対象モニターの基本属性・標準指定項目

モニターの基本属性及び条件指定にあたっての標準指定項目は下記のとおりとし、性別及び年齢以外の項目については、アンケートの目的等に応じて選択することとする。

- (1) 性別
- (2) 年齢
- (3) 居住地（市区町村）
- (4) 未既婚
- (5) 同居家族構成
- (6) 世帯・個人年収
- (7) その他項目（基本料金の範囲内）

## 13 標準的な調査における基本料金の範囲

- (1) 本業務における標準的な調査とは、前述9～11の各項に示すとおり、調査1回あたり、設問35問（基本属性含む）相当、選択肢25個以内、画像3個以内、動画1個（2分上限）以内、500サンプル相当の調査とする。
- (2) この業務における基本料金の範囲とは、前項(1)の調査を、前述7の実施回数10回以内で調査する費用をもって、基本料金の範囲とする。
- (3) 1回の調査費用が、サンプル割付の条件やモニターの指定項目等により標準的な調査による費用を上回ることが見込まれる場合は、本市と協議の上、基本料金の範囲内で、調査回数又は他の調査における設問数やサンプル数等の削減を行うなどの調整により対応すること。
- (4) 1回の調査費用が、設問数やサンプル数の減少等により標準的な調査による費用を下回る場合は、本市と協議の上、基本料金の範囲内で、その差額を別の調査費用に上乘せするなどの調整により対応すること。
- (5) 受託者は、標準的な調査に関して、契約金額の積算に使用した価格表を含めて、本市から求められた場合は提示しなければならない。

また、標準的な調査に含まれないインターネットアンケート調査に関わるサービスの価格表についても、本市から求められた場合は提示しなければならない。

## 14 アンケート実査納品書

下記の電子データを、後述 15 に示す期日までに納品すること。

- (1) アンケートローデータ（フラグ形式）
- (2) 単純集計表
- (3) クロス集計表（基本属性と割付軸のクロス集計又は本市が指定する分析軸でのクロス集計）
- (4) 自由回答一覧
- (5) 調査開始時にモニターに送ったメールのテキストデータ
- (6) 調査画面

## 15 調査結果の報告

- (1) 受託者は、この業務における調査結果の報告を、調査毎に本市に行うものとする。報告内容は、前述 14 において指定したものとする。
- (2) 前述 14-(2)、(5)及び(6)について、受託者は調査終了後 1 週間以内に本市に報告するものとする。ただし、アンケートの回収状況等により、この原則によりがたい場合は、本市と協議し、別途期間を定めること。
- (3) 前述 14-(3)について、集計軸は調査前に本市が指定するが、調査の結果、指定した軸の回答数（n 数）が不足（分析軸として不適切）と認められる場合は、本市と協議し、別途定めること。  
また、調査後に本市から追加の分析軸による集計依頼があった場合は、基本料金の範囲内で対応すること。
- (4) 前述 14-(1)、(3)、(4)について、受託者は調査終了後 3 週間以内に本市に報告するものとする。ただし、アンケートの回収状況等により、この原則によりがたい場合は、本市と協議し、別途期間を定めること。

## 16 コンサルティング

本業務におけるマーケティング・リサーチについてコンサルティングを行い、受託者が持つ調査に関する知識・技能を下記のとおり提供すること。

なお、当該業務のコンサルティングを行う者は、本市職員に対し下記に定める項目について、的確かつわかりやすく助言できるようマーケティング・リサーチの実務経験が 5 年以上あるものであることとする。

また、初回打合せについては、本市が認めた場合を除き、市民の声を聞く課の立会いのもと、調査担当課との意見交換を行うものとする。

- (1) アンケートのテーマ選考・調査方針（仮説構築等）への助言
- (2) 本市が提示するアンケート調査票（案）への助言（質問文や選択肢などの加筆修正、各質問の構成変更、クロス軸の提案を含む）
- (3) 調査結果分析への助言
- (4) その他インターネットアンケートに関わるものや、オープンデータ等の活用に関する事項

## 17 権利関係

### (1) 本業務における制作物の取扱い

- ア 本業務の履行における作成物の所有権は、すべて本市に帰属するものとする。
- イ 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に本市に無償で譲渡するものとする。

### (2) 知的財産権の使用について

- ア 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- イ 前項アにかかわらず、本市がその方法を指定した場合は、この限りではない。

## 18 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたって本市から要望があった場合は、受託者が定めるアンケート実査業務に関する基本料金の範囲内のサービスを提供するものとする。
- (2) 受託者は、本市と緊密に連絡を取り、その指示に従い、委託業務期間内に本書に定める業務を完了すること。
- (3) 本業務に関する協議・打合せ等の経費、その他業務に要する経費は、すべて受託者の負担とすること。なお、対面による協議・打合せ等は、原則として、本市が指定する場所で行うものとする。
- (4) 前述 13 の標準的な調査内容を著しく下回ると想定される場合には、本市と別途協議すること。
- (5) 受託者は、各調査業務の進捗状況を適切に把握するとともに、本市から求めがあった場合は、業務の途中経過を報告すること。
- (6) その他、この本書に定めのない事項又は調査内容等に疑義が生じたときは事前に本市と協議すること。